

# 犯罪被害者支援条例の制定について

平穏なくらしをしているなか、  
誰でも突然被害者になる可能性



身体的被害だけでなく、精神的・経済的被害も

- ・ 医療費
- ・ 葬儀費用
- ・ 弁護士費用
- ・ 仕事の休職

犯罪被害者等基本法第5条  
(地方公共団体は責務を有する)

[市町村の役割]

- ・ 身近な行政機関として姿勢を示す
- ・ 寄り添った支援を充実
- ・ 住民・事業者への理解協力呼びかけ

## 条例制定・施策の予算措置化

被害に遭われた人や  
その家族が再び平穏  
な生活を営めるよう、  
安心して暮らすこと  
ができて地域社会の  
実現

### 条例の主な内容

1. 相談及び情報提供体制
2. 見舞金制度（死亡、傷害）
3. 関係機関等との連携、人材育成

### ■スケジュール案

- R5.4 条例素案作成
- R5.5 全員協議会説明
- R5.7 パブリックコメントの実施
- R5.8 議案提出・条例制定・予算計上

## その他の犯罪被害者への支援制度

- 埼玉県警察「犯罪被害者支援室」
- (公社)埼玉犯罪被害者援助センター
- 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター（埼玉県・警察・援助センター）
- 埼玉弁護士会「犯罪被害者支援センター」
- 「アイリスホットライン」（性暴力等専用相談）
- 「犯罪被害給付制度」（警察庁） ※ 申請から裁定まで平均約7.0か月と長期間を要する
- 学生ボランティア「Aya(彩)」